

01 銀行

業績の概要（単体）／主要な経営指標等の推移 …	226
-------------------------	-----

財務諸表

貸借対照表 ……………	227
損益計算書 ……………	228
株主資本等変動計算書 ……………	229

損益の状況等

業務粗利益 ……………	236
業務純益 ……………	236
利益率 ……………	236
総資金利鞘 ……………	236
役務取引の状況 ……………	237
その他業務利益の内訳 ……………	237
営業経費の内訳 ……………	237
資金運用勘定・資金調達勘定平均残高、利息、利回り …	238
受取利息・支払利息の分析 ……………	238

預金

預金科目別残高（期末残高・平均残高）…………	239
定期預金の残存期間別残高 ……………	239

貸出金

貸出金科目別残高（期末残高・平均残高）…………	240
貸出金の残存期間別残高 ……………	240
貸出金の担保別内訳 ……………	240
支払承諾見返の担保別内訳 ……………	240
貸出金使途別残高・構成比 ……………	241
貸出金業種別残高・構成比 ……………	241
中小企業等に対する貸出金 ……………	241
特定海外債権残高 ……………	241
貸出金の預金に対する比率（預貸率）…………	241
リスク管理債権 ……………	242
金融再生法開示債権 ……………	242
貸倒引当金内訳 ……………	242
貸出金償却額 ……………	242

有価証券 ……………	242
------------	-----

自己資本の充実の状況等

自己資本の構成に関する開示事項 ……………	243
定性的な開示事項 ……………	244
定量的な開示事項 ……………	248

報酬等に関する開示事項 ……………	256
-------------------	-----

会計監査人の監査の状況

当行は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、2024年4月1日から2025年3月31日までの第2期事業年度及び2025年4月1日から2026年3月31日までの第3期事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

業績の概要（単体）

O1銀行の業績につきましては、資金運用収益は、主に貸出金利息によるものであり118百万円となりました。また、役務取引等収益は、主に受入為替手数料によるものであります。この結果、経常収益は119百万円となりました。

次に資金調達費用は、借入金利息18百万円を計上し、役務取引等費用は主に支払為替手数料であります。営業経費として2,505百万円を計上し、この結果、経常費用は2,730百万円となりました。

以上の結果、経常利益は△2,610百万円となり、特別損失や法人税等を控除した当期純利益は△1,939百万円となりました。

O1銀行の自己資本比率は、49.37%と国内基準行に求められている基準（4%）を満たしております。

最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

		2024年度	2025年度
		自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日
経常収益	百万円	1	119
うち信託報酬	百万円	—	—
経常利益	百万円	△1,066	△2,610
当期純利益	百万円	△792	△1,939
資本金	百万円	2,000	3,000
発行済株式総数	千株	80	120
純資産額	百万円	3,118	3,179
総資産額	百万円	3,309	8,478
預金残高	百万円	—	311
貸出金残高	百万円	—	4,434
有価証券残高	百万円	—	—
1株当たり配当額	円	—	—
単体自己資本比率（国内基準）	%	—	49.37
配当性向	%	—	—
従業員数	人	26	34

- （注）1. 当行は2025年2月28日に銀行営業免許を取得し、銀行法（1981年法律第59号）に定める銀行に該当することになったため、2024年度より主要な経営指標等の推移を記載しております。
2. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき、算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	前事業年度末 (2025年3月31日)	当事業年度末 (2026年3月31日)
(資産の部)		
現金預け金	1,432	1,932
預け金	1,432	1,932
貸出金	—	4,434
証書貸付	—	4,434
その他資産	1,742	1,973
前払費用	1,471	1,346
未収収益	0	19
未収入金	265	589
その他の資産	5	18
有形固定資産	14	56
建物	3	31
その他の有形固定資産	11	25
無形固定資産	109	160
ソフトウェア	0	109
その他の無形固定資産	109	51
繰延税金資産	11	99
貸倒引当金	—	△179
資産の部合計	3,309	8,478
(負債の部)		
預金	—	311
普通預金	—	311
借入金	—	4,700
借入金	—	4,700
その他負債	170	256
未払法人税等	19	23
未払費用	117	227
その他の負債	32	5
賞与引当金	20	30
負債の部合計	191	5,298
(純資産の部)		
資本金	2,000	3,000
資本剰余金	2,000	3,000
資本準備金	2,000	3,000
利益剰余金	△881	△2,820
その他利益剰余金	△881	△2,820
繰越利益剰余金	△881	△2,820
株主資本合計	3,118	3,179
純資産の部合計	3,118	3,179
負債及び純資産の部合計	3,309	8,478

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	前事業年度	当事業年度
	自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日
経常収益	1	119
資金運用収益	0	118
貸出金利息	—	114
預け金利息	0	3
役務取引等収益	—	0
受入為替手数料	—	0
その他の役務収益	—	0
その他業務収益	—	—
その他経常収益	0	0
その他の経常収益	0	0
経常費用	1,068	2,730
資金調達費用	—	18
預金利息	—	0
借用金利息	—	18
役務取引等費用	0	0
支払為替手数料	0	0
その他の役務費用	0	0
その他業務費用	—	—
営業経費	1,067	2,505
その他経常費用	0	205
貸倒引当金繰入額	—	179
貸出金償却	—	25
その他の経常費用	0	—
経常損失	1,066	2,610
特別利益	—	—
特別損失	—	2
固定資産処分損	—	2
税引前当期純損失	1,066	2,613
法人税、住民税及び事業税	△263	△586
法人税等調整額	△11	△88
法人税等合計	△274	△674
当期純損失	792	1,939

株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	495	495	495
当期変動額			
新株の発行	1,505	1,505	1,505
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	1,505	1,505	1,505
当期末残高	2,000	2,000	2,000

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△89	△89	900	900
当期変動額				
新株の発行			3,010	3,010
剰余金の配当				
当期純利益	△792	△792	△792	△792
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	△792	△792	2,217	2,217
当期末残高	△881	△881	3,118	3,118

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	2,000	2,000
当期変動額			
新株の発行	1,000	1,000	1,000
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	1,000	1,000	1,000
当期末残高	3,000	3,000	3,000

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△881	△881	3,118	3,118
当期変動額				
新株の発行			2,000	2,000
剰余金の配当				
当期純利益	△1,939	△1,939	△1,939	△1,939
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	△1,939	△1,939	60	60
当期末残高	△2,820	△2,820	3,179	3,179

（注）当行は2025年2月28日に銀行営業免許を取得し、銀行法（1981年法律第59号）に定める銀行に該当することになったため、2024年度より「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠して貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書を作成しております。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物並びに建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～18年

その他 4年～15年

(2) 無形固定資産及び前払費用

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権、それと同等の状況にある債務者に係る債権及び現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、回収可能性を勘案し、必要と認める額を計上することとしております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

3. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としております。また、顧客との契約から生じる収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で算出しております。

4. 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

5. グループ通算制度の適用

当行は、株式会社池田泉州ホールディングスを通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

重要な会計上の見積りの注記

1. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 179百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当行における貸倒引当金の概要・算出方法

「重要な会計方針」「2. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載の通りです。

② 主要な仮定

主要な仮定は「予想損失額の算定における将来見込み」です。当行は、デジタルチャネルを通じて提供する金融サービスにより取得したデータに基づき、顧客ごとに入出金スコアを算出しております。「予想損失額の算定における将来見込み」において、当行の予想損失率は、この入出金スコアに対応させる形でモデルベンダーが自社のデータを用いて算出した過去の貸倒実績率に近似するという仮定のもと予想損失額を算定しております。

③ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

顧客の信用状況や経営環境の変化等によっては、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	83 百万円
危険債権額	－ 百万円
要管理債権額	－ 百万円
三月以上延滞債権額	－ 百万円
貸出条件緩和債権額	－ 百万円
小計額	83 百万円
正常債権額	4,370 百万円
合計額	4,454 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 11百万円
3. 関係会社に対する金銭債権総額 589百万円
4. 関係会社に対する金銭債務総額 -百万円
5. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、49.37%であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益
 その他経常取引に係る収益総額 0百万円
 関係会社との取引による費用
 該当事項はありません

（株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	80,000	40,000	—	120,000	（注）
合計	80,000	40,000	—	120,000	

（注） 必要な資本を確保するため株主割当による増資を行っております。

2. 配当に関する事項
 該当事項はありません。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（金銭の信託関係）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

当行は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産	
繰越欠損金(注)	205 百万円
貸倒引当金	64
繰延消費税等	38
賞与引当金	10
未払事業税等	6
その他	2
繰延税金資産小計	327
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△205
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△23
評価性引当額小計(注)	△228
繰延税金資産合計	99
繰延税金資産の純額	99 百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2026年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(*)	—	—	—	—	—	205	205
評価性引当額	—	—	—	—	—	△205	△205
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	26,494円64銭
1株当たりの当期純損失金額	21,792円23銭

(関連当事者との取引)

(1) 親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	株式会社池田泉州ホールディングス	大阪市北区	102,999	銀行持株会社	(被所有)直接100.0%	経営管理等	増資の割当	2,000 (注)	資本金 資本準備金	3,000 3,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資本を確保するため株主割当による増資を行い、1株当たり50,000円で新株の発行を行っております。

(2) 子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	株式会社池田泉州銀行	大阪市北区	61,385	銀行業	—	資金の調達等	資金の借入	7,000 (注)	借入金	4,700
							資金の返済	2,300		
							借入金利息の支払	18 (注)	未払費用	15

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期限一括返済方式によるものであります。なお、担保は提供しておりません。

(4) 役員

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

財務諸表に係る確認書

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」（平成 17 年 10 月 7 日付金監第 2835 号）に基づく、当行の財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

2026 年 5 月 21 日

確認書

O1 銀行 株式会社
代表取締役社長 伊東 眞幸

私は、当行の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの事業年度に係る財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

以 上

損益の状況等

業務粗利益

(単位：百万円)

種 類	2025年3月期			2026年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用収益	0	—	(—) 0	118	—	(—) 118
資金調達費用	—	—	(—)	18	—	(—) 18
資金運用収支	0	—	0	99	—	99
役務取引等収益	—	—	—	0	—	0
役務取引等費用	0	—	0	0	—	0
役務取引等収支	△0	—	△0	△0	—	△0
その他業務収益	—	—	—	—	—	—
その他業務費用	—	—	—	—	—	—
その他業務収支	—	—	—	—	—	—
業務粗利益	0	—	0	99	—	99
業務粗利益率 (%)	0.06	—	0.06	3.80	—	3.80

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上位 () 内の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

3. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

業務純益

(単位：百万円)

		2025年3月期	2026年3月期
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	A	△1,066	△2,405
一般貸倒引当金繰入額	B	—	96
業務純益	A-B	△1,066	△2,502
債券関係損益	C	—	—
コア業務純益	A-C	△1,066	△2,405
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)		△1,066	△2,405

(注) 1. 業務純益とは、銀行の基本的な業務の成果を示す指標で、預金、貸出金、有価証券などの利益収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券や外国為替などの売買損益を示す「その他業務利益」を合計した「業務粗利益」から、「一般貸倒引当金繰入額」と人件費などの「経費」を控除したものです。

2. コア業務純益は、業務純益 (一般貸倒引当金繰入前) から、債券関係損益を控除したものです。

利益率

(単位：%)

種 類	2025年3月期	2026年3月期
総資産経常利益率	△47.86	△57.71
資本経常利益率	△53.09	△82.91
総資産当期純利益率	△35.53	△42.86
資本当期純利益率	△39.41	△61.58

(注) 1. 総資産経常 (当期純) 利益率 = $\frac{\text{経常 (当期純) 利益}}{\text{総資産 (除く支払承諾見返) 平均残高}} \times 100$

2. 資本経常 (当期純) 利益率 = $\frac{\text{経常 (当期純) 利益} - \text{優先株式配当金総額}}{\{(\text{期首純資産} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2} \times 100$

総資金利鞘

(単位：%)

種 類	2025年3月期			2026年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用利回り	0.07	—	0.07	4.51	—	4.51
資金調達原価	—	—	—	141.31	—	141.31
総資金利鞘	0.07	—	0.07	△136.80	—	△136.80

役務取引の状況

(単位：百万円)

種 類	2025年3月期			2026年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
役務取引等収益	—	—	—	0	—	0
うち預金・貸出業務	—	—	—	—	—	—
うち為替業務	—	—	—	0	—	0
うち証券関連業務	—	—	—	—	—	—
うち代理業務	—	—	—	—	—	—
うち保護預り・貸金庫業務	—	—	—	—	—	—
うち保証業務	—	—	—	—	—	—
うち投資信託・保険販売業務	—	—	—	—	—	—
役務取引等費用	0	—	0	0	—	0
うち為替業務	0	—	0	0	—	0

その他業務利益の内訳

(単位：百万円)

種 類	2025年3月期	2026年3月期
国内業務部門	—	—
商品有価証券売買損益	—	—
国債等債券関係損益	—	—
金融派生商品損益	—	—
その他	—	—
計	—	—
国際業務部門	—	—
外国為替売買損益	—	—
国債等債券関係損益	—	—
金融派生商品損益	—	—
その他	—	—
計	—	—
合計	—	—

営業経費の内訳

(単位：百万円)

種 類	2025年3月期	2026年3月期
給料・手当	231	421
退職給付費用	8	9
福利厚生費	0	0
減価償却費	3	203
土地建物機械賃借料	9	13
営繕費	—	—
消耗品費	0	—
給水光熱費	—	0
旅費	10	17
通信費	2	23
広告宣伝費	17	312
租税公課	105	330
その他	677	1,171
合計	1,067	2,505

資金運用勘定・資金調達勘定平均残高、利息、利回り

(国内業務部門)

(単位：百万円、%)

種 類	2025年3月期			2026年3月期		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	(-) 1,178	(-) 0	0.07	(-) 2,613	(-) 118	4.51
うち貸出金	—	—	—	1,169	114	9.82
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	—	—	—	—	—	—
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち買現先勘定	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
うち買入手形	—	—	—	—	—	—
うち預け金	1,178	0	0.07	1,443	3	0.22
資金調達勘定	—	—	—	1,786	18	1.04
うち預金	—	—	—	113	0	0.19
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー	—	—	—	—	—	—
うち売現先勘定	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	—	—	—	—	—	—
うち売渡手形	—	—	—	—	—	—
うちコマーシャル・ペーパー	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	1,672	18	1.10

(注) 1. () 内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

(国際業務部門)

(単位：百万円、%)

種 類	2025年3月期			2026年3月期		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	—	—	—	—	—	—
うち貸出金	—	—	—	—	—	—
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	—	—	—	—	—	—
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち買現先勘定	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
うち買入手形	—	—	—	—	—	—
うち預け金	—	—	—	—	—	—
資金調達勘定	(-) —	(-) —	—	(-) —	(-) —	—
うち預金	—	—	—	—	—	—
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー	—	—	—	—	—	—
うち売現先勘定	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	—	—	—	—	—	—
うち売渡手形	—	—	—	—	—	—
うちコマーシャル・ペーパー	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 1. () 内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

(国内・国際業務部門合計)

(単位：百万円、%)

種 類	2025年3月期			2026年3月期		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	1,178	0	0.07	2,613	118	4.51
うち貸出金	—	—	—	1,169	114	9.82
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	—	—	—	—	—	—
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち買現先勘定	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
うち買入手形	—	—	—	—	—	—
うち預け金	1,178	0	0.07	1,443	3	0.22
資金調達勘定	—	—	—	1,786	18	1.04
うち預金	—	—	—	113	0	0.19
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー	—	—	—	—	—	—
うち売現先勘定	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	—	—	—	—	—	—
うち売渡手形	—	—	—	—	—	—
うちコマーシャル・ペーパー	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	1,672	18	1.10

(注) 1. 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は相殺して記載しております。

受取利息・支払利息の分析

当行は、2025年7月28日に開業したため、受取利息・支払利息の増減分析は行っておりません。

預金

預金科目別残高

(期末残高)

(単位：百万円)

種 類	2026年3月期末		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
預金	311	—	311
流動性預金	311	—	311
うち有利息預金	311	—	311
定期性預金	—	—	—
うち固定金利定期預金	—	—	—
うち変動金利定期預金	—	—	—
その他	—	—	—
合計	311	—	311
譲渡性預金	—	—	—
総合計	311	—	311

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日迄の利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

(平均残高)

(単位：百万円)

種 類	2026年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
預金	113	—	113
流動性預金	113	—	113
うち有利息預金	113	—	113
定期性預金	—	—	—
うち固定金利定期預金	—	—	—
うち変動金利定期預金	—	—	—
その他	—	—	—
合計	113	—	113
譲渡性預金	—	—	—
総合計	113	—	113

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日迄の利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

定期預金の残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	合計
(2026年3月期末)							
定期預金	—	—	—	—	—	—	—
うち固定金利定期預金	—	—	—	—	—	—	—
うち変動金利定期預金	—	—	—	—	—	—	—

貸出金

貸出金科目別残高

(期末残高)

(単位：百万円)

種 類	2026年3月期末		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
貸出金	4,434	—	4,434
手形貸付	—	—	—
証書貸付	4,434	—	4,434
当座貸越	—	—	—
割引手形	—	—	—
合計	4,434	—	4,434

(平均残高)

(単位：百万円)

種 類	2026年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
貸出金	1,169	—	1,169
手形貸付	—	—	—
証書貸付	1,169	—	1,169
当座貸越	—	—	—
割引手形	—	—	—
合計	1,169	—	1,169

(注) 国際業務部門の国内店外貸建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

貸出金の残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合計
(2026年3月期末)							
貸出金	4,406	28	—	—	—	—	4,434
うち変動金利		—	—	—	—	—	
うち固定金利		28	—	—	—	—	

(注) 1. 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。
2. 期間の定めのない貸出金については、「1年以下」に含めております。

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	2026年3月期末
有価証券	—
債権	—
商品	—
不動産	—
その他	—
小計	—
保証	—
信用	4,434
合計	4,434

支払承諾見返の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	2026年3月期末
有価証券	—
債権	—
商品	—
不動産	—
その他	—
小計	—
保証	—
信用	—
合計	—

貸出金使途別残高・構成比

(単位：百万円)

	2026年3月期末	
	金額	構成比
設備資金	—	—%
運転資金	4,434	100.00%
合計	4,434	100.00%

貸出金業種別残高・構成比

(単位：先、百万円)

	2026年3月期末		
	貸出先数	貸出金残高	構成比
国内店分（除く特別国際金融取引勘定分）	655	4,434	100.00%
製造業	41	264	5.95
農業、林業	2	4	0.11
漁業	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
建設業	131	941	21.22
電気・ガス・熱供給・水道業	1	10	0.22
情報通信業	93	626	14.13
運輸業、郵便業	36	261	5.91
卸売業、小売業	133	861	19.43
金融業、保険業	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	27	187	4.23
学術研究、専門・技術サービス業	46	314	7.08
宿泊業、飲食業	27	185	4.19
生活関連サービス業、娯楽業	25	149	3.36
教育、学習支援業	10	49	1.12
医療・福祉	22	149	3.38
その他のサービス	61	429	9.67
地方公共団体	—	—	—
その他	—	—	—
特別国際金融取引勘定分	—	—	—
政府等	—	—	—
金融機関	—	—	—
その他	—	—	—
合計	655	4,434	

中小企業等に対する貸出金

(単位：先、百万円、%)

		2026年3月期末	
		貸出先数	貸出金額
総貸出金残高	(A)	655	4,434
中小企業等貸出金残高	(B)	655	4,434
(B) / (A)		100.00	100.00

(注) 1. 特別国際金融取引勘定を除きます。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人）以下の企業等であります。

特定海外債権残高

該当事項はありません。

貸出金の預金に対する比率（預貸率）

(単位：%)

	2026年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
期末	1,422.47	—	1,422.47
期中平均	1,028.68	—	1,028.68

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

リスク管理債権

(単位：百万円、%)

	2026年3月期末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	83
危険債権額	—
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	—
リスク管理債権合計	83
正常債権額	4,370
総与信残高	4,454
リスク管理債権比率	1.87

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。
6. リスク管理債権合計＝破産更生債権及びこれらに準ずる債権額＋危険債権額＋三月以上延滞債権額＋貸出条件緩和債権額

金融再生法開示債権

(単位：百万円、%)

	2026年3月期末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	83
危険債権	—
要管理債権	—
合計	83
正常債権	4,370
総与信残高	4,454
総与信に占める割合	1.87
保全率	0.00

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります。
3. 要管理債権とは、三月以上延滞債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権を除く。）及び貸出条件緩和債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権を除く。）であります。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権であります。

貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

	2026年3月期				
	期首残高	期中増加額	期中減少額	その他	期末残高
			目的使用		
一般貸倒引当金	—	96	—	—	96
個別貸倒引当金	—	83	—	—	83
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—
合計	—	179	—	—	179

(注) 期中減少額のその他は、洗替による取崩額であります。

貸出金償却額

(単位：百万円)

	2026年3月期
貸出金償却額	25

有価証券

当行は、有価証券の取扱いがないため、記載を省略しております。

自己資本の充実の状況等

「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第7号）に基づき、バーゼルⅢ第3の柱の内容を以下に開示しております。

自己資本の構成に関する開示事項

自己資本比率は、告示に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。
なお、当行は自己資本比率の算出にあたり国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの額は標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しております。

単体自己資本比率

(単位：百万円)

項目	2026年3月31日
コア資本に係る基礎項目（１）	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	3,179
うち、資本金及び資本剰余金の額	6,000
うち、利益剰余金の額	△2,820
うち、自己株式の額（△）	—
うち、社外流出予定額（△）	—
うち、上記以外に該当するものの額	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	76
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	76
うち、適格引当金コア資本算入額	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,255
コア資本に係る調整項目（２）	
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	111
うち、のれんに係るものの額	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	111
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	54
適格引当金不足額	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—
前払年金費用の額	—
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	166
自己資本	
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	3,089
リスク・アセット等（３）	
信用リスク・アセットの額の合計額	6,127
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—
うち、上記以外に該当するものの額	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	129
フロア調整額	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	6,257
自己資本比率	
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	49.37%

定性的な開示事項

【自己資本調達手段の概要】

- (1) 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、告示第37条（単体）の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

(2026年3月31日)

1	発行主体	〇1銀行株式会社
2	資本調達手段の種類	普通株式
3	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	6,000百万円
4	配当率又は利率（公表されている場合）	—
5	償還期限の有無と日付	なし
6	一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約の有無と、ある場合はその概要	なし
7	他の種類への資本調達手段への転換に係る特約の有無と、ある場合はその概要	なし
8	元本の削減にかかる特約の有無と、ある場合はその概要	なし
9	配当等停止条項がある場合は、その旨並びに停止した未払いの配当又は利息にかかる累積の有無	なし
10	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無と、ある場合はその概要	なし

【自己資本の充実度に関する評価方法の概要】

1 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

(1) 自己資本管理の方針

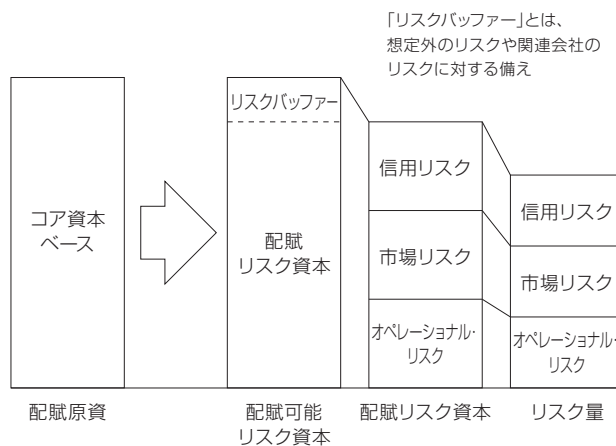
当行は、財務健全性の観点から、十分な自己資本を確保し、適切な管理・運営を行うことを自己資本管理の基本方針とし、「自己資本比率の算定」、「自己資本充実度の評価」、及び「自己資本充実に係る施策の実施」により自己資本管理を行っております。

(2) 自己資本充実度の評価

当行では、法令などに規定される自己資本比率による管理に加え、直面する各種リスクを把握・管理し、当行の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己資本充実度の評価を行っております。

具体的には、「信用リスク」「市場リスク」「オペレーショナル・リスク」等の各リスク種類別に自己資本（コア資本）の範囲内で資本配賦を行い、計量化された各種リスク量が配賦資本額の範囲内にコントロールされていることを定期的にモニタリングすることにより、リスクの状況を把握し、一定の自己資本を確保する態勢としております。

このほか、各種リスクに対して重大な悪化を想定したシナリオによるストレステスト等の実施により、自己資本毀損の影響度等を試算し、ストレス環境下での自己資本の健全性を検証しております。



【信用リスクに関する事項】**1 リスク管理の方針および手続きの概要****(1) リスク管理の方針**

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化、契約不履行等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。当行では、信用リスクの顕在化により発生する損失を抑制し、資産の健全性を確保していくために、信用リスク管理の部署・役割・手法等を明確に定め、信用リスクを適切に管理する態勢を確立、維持発展させていくことを基本方針としております。

(2) 手続きの概要**① リスクを認識し、評価・計測し、報告するための態勢**

当行では、信用リスク管理態勢を構築し、個別案件及び信用供与先の管理と与信ポートフォリオ管理を行っております。また、自己査定による適切な償却・引当を実施することで、資産の健全性を確保しております。

信用リスクに係る各部門はそれぞれ独立性を確保しており、実効性ある信用リスク管理態勢を構築しています。具体的には、審査・与信管理部門（審査モデル等管理部署・問題債権管理部署）が与信部門（営業推進部署）における個別案件の審査・与信管理を行い、審査・与信管理部門及び与信部門から組織的・機能的に独立した信用リスク管理部署が、信用リスク全体を統括・管理しております。信用リスク管理部署は、信用リスクの計量化、与信ポートフォリオ管理等を行い、取締役会等にて与信ポートフォリオ管理のモニタリング等を行うことで、信用リスクの適切な運営・管理に努めております。

さらに、審査・与信管理部門、与信部門及び信用リスク管理部署から組織的・機能的に独立した内部監査部署が、信用リスク管理態勢についての内部監査を実施しております。

② 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、基準期末の自己査定結果による債務者区分に応じ、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

(ア) 一般貸倒引当金

正常先の債権額に対しては、信用スコアの区分ごとに、要注意先（要管理先を含む）の債権額に対しては、債務者区分ごとに、債権額に予想損失率を乗じた額を一般貸倒金として計上しております。

(イ) 個別貸倒引当金

破綻懸念先・実質破綻先・破綻先の債権額のうち担保・保証等により保全されていない部分の全額を個別貸倒引当金として計上しております。

2 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項**(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称**

当行では、次の格付機関が付与した格付を使用し、リスク・ウェイトを判定しております。

株式会社格付投資情報センター（R&I）

株式会社日本格付研究所（JCR）

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）

S&Pグローバル・レーティング（S&P）

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

全てのエクスポージャーについて、上記4格付機関の格付を使用しております。

【信用リスク削減手法に関する事項】**1 リスク管理の方針および手続きの概要**

当行では信用リスク削減手法は取り扱っておりません。

【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項】**1 リスク管理の方針及び手続きの概要**

当行では派生商品取引及び長期決済期間取引は取り扱っておりません。

【証券化エクスポージャーに関する事項】**1 リスク管理の方針及びリスク特性の概要**

当行では証券化エクスポージャーの取り扱いはありません。

【CVAリスクに関する事項】

当行ではCVAリスクを有する取引の取り扱いはありません。

【マーケット・リスクに関する事項】

当行は自己資本比率の計算にあたり、マーケット・リスク相当額は不算入としております。

【オペレーショナル・リスクに関する事項】

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

(1) リスク管理の方針

当行は、オペレーショナル・リスクの顕在化が経営及び業務遂行に大きな影響を及ぼし得ることを認識し、オペレーショナル・リスクを適切に管理する態勢の確立及び、管理の実効性向上に取り組んでおります。

(2) 手続きの概要

当行は、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス、人、システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスク」と定義したうえで、①事務リスク、②情報資産（システム）リスク、③有形資産リスク、④人材リスク、⑤法的リスク、⑥評判リスクの6つのカテゴリーに区分して管理しております。具体的には、各リスク所管部がそれぞれの所管するリスクを管理するとともに、オペレーショナル・リスク統括部署が各リスク所管部と連携を図りオペレーショナル・リスク全体を統括・管理することにより、多様なオペレーショナル・リスクを適切に管理する態勢としております。また、オペレーショナル・リスクに関する損失情報やリスク指標等の収集・分析、必要な手続・管理手法等の制定・整備等、オペレーショナル・リスクの管理状況について、取締役会等へ報告・審議を行うことにより、適切な措置がとられる態勢としております。

2 オペレーショナル・リスク相当額の算出方法の概要

(1) 算出に使用する手法の名称

当行は、告示に基づく「標準的計測手法」によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しております。

(2) BIの算出方法

当行は、告示に基づき以下の各要素の額を合計してBI（事業規模指標）を算出しています。

要素	算出方法
ILDC（金利要素）	資金運用収益から資金調達費用を減じた額の絶対値（※）又は金利収益資産（※）に2.25%を乗じた値のいずれか小さい値に、受取配当金（※）の値を加えて算出される額
SC（役務要素）	役務取引等収益（※）または役務取引等費用（※）のいずれか大きい値に、その他業務収益（※）又はその他業務費用（※）のいずれか大きい値を加えて算出される額
FC（金融商品要素）	商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定のネット損益の絶対値（※）に、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定以外の勘定のネット損益（※）の絶対値を加えて算出される額

※直近3年間の平均値を合計した額

(3) ILMの算出方法

当行は、告示第306条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した連結子法人等又は事業部門の有無

該当ありません。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

【出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項】

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

当行では出資等又は株式等エクスポージャーは取り扱っておりません。

【金利リスクに関する事項】**1 リスク管理の方針及び手続の概要****(1) リスク管理の方針**

金利リスクとは、全ての金利感応資産・負債・オフバランス取引に係る金利リスクを指し、当行では、市場リスクに内包するものとして、年度毎に市場リスクに対する「リスク資本配賦額」を取締役会等の決裁により設定し、その遵守状況を定期的にモニタリングすることにより、市場リスク量を一定の範囲内に抑える管理運営を行っております。

(2) 手続きの概要

フロント部門より独立したリスク管理部門でバリュー・アット・リスク（VaR）によるリスク量の計測を実施し、月次で取締役会等へ設定額の遵守状況を報告する態勢としております。

2 金利リスクの算定手法の概要**(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE(※1)及び△NII(※2)並びに当行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項**

(※1)金利変動に伴う経済価値変化

(※2)金利変動に伴う金利収益変化

- ① すべての流動性預金に対して、コア預金を考慮しておりません。
- ② 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
早期解約については考慮しておりません。
- ③ 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨間の相関は考慮しておりません。
- ④ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等）
割引金利にはスプレッドを含めずリスクフリーレートを使用し、キャッシュフローにはスプレッドを含めております。
- ⑤ 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
△NIIの算出にあたっては、商品毎に一定の市場金利追従率を考慮しております。
- ⑥ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
開業前のため、前事業年度末の開示は行っておりません。
- ⑦ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
△EVEは、監督上の基準値である自己資本の20%以内に収まっており、問題ない水準と認識しております。

(2) 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

当行では、市場リスク量の統一的な尺度として、バリュー・アット・リスク（VaR）(※1)を採用しているほか、ベースス・ポイント・バリュー（BPV）による分析等、多面的なリスクの把握に努めております。またストレステストやバック・テストングにより、計量化手法の妥当性や有効性を検証し、リスク管理の実効性を確保するとともに、計量化手法の高度化・精緻化に努めております。

(※1)計測前提条件：観測期間240日、保有期間120日、信頼区間99%

定量的な開示事項

【自己資本の充実度に関する事項】

(1) 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項目	2026年3月31日	
	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額
現金	—	—
日本国政府及び日本銀行向け	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
国際決済銀行等向け	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—
国際開発銀行向け	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	606	24
うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—
カバード・ボンド向け	—	—
法人等向け（特定貸付債権を含む）	—	—
うち特定貸付債権向け	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	3,277	131
うちトランザクター向け	—	—
不動産関連向け	—	—
うち自己居住用不動産等向け	—	—
うち賃貸用不動産向け	—	—
うち事業用不動産関連向け	—	—
うちその他不動産関連向け	—	—
うちA D C 向け	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—
取立未済手形	—	—
信用保証協会等による保証付き	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付き	—	—
株式等	—	—
投機的な非上場株式等	—	—
上記以外の株式等	—	—
上記以外	2,243	89
うち重要な出資のエクスポージャー	—	—
うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—
うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—
うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—
その他外部T L A C 関連調達手段のうちT i e r 2 資本に係る調整項目の額及び自己保有その他外部T L A C 関連調達手段の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—
うち上記以外のエクスポージャー	2,243	89
証券化	—	—
うちSTC要件適用分	—	—
うち短期STC要件適用分	—	—
うち不良債権証券化適用分	—	—
うちSTC・不良債権証券化適用対象外分	—	—
再証券化	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—
ルックスルー方式	—	—
マンデート方式	—	—
蓋然性方式（リスクウェイト250%）	—	—
蓋然性方式（リスクウェイト400%）	—	—
フォールバック方式（リスクウェイト1,250%）	—	—
未決済取引	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—

項目	2026年3月31日	
	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額
CVAリスク	—	—
S A－CVA	—	—
完全なB A－C V A	—	—
限定的なB A－C V A	—	—
簡便法	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—
信用リスク（A）	6,127	245
オペレーショナル・リスク（B）	129	5
合計（A）＋（B）	6,257	250

（注）1. マーケット・リスク相当額に係る額を算入しておりません。
 2. 所要自己資本の額は、「リスク・アセットの額×4%」により算出しています。

（2）オペレーショナル・リスクに関する額

（単位：百万円）

項目	2026年3月31日
BI	86
BIC	10

（注）オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用するILMは告示第306条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

（3）総所要自己資本額

（単位：百万円）

	2026年3月31日	
	リスク・アセットの額	所要自己資本の額
総所要自己資本額	6,257	250

（注）所要自己資本の額は、「リスク・アセットの額×4%」により算出しています。

【信用リスクに関する事項】

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(単位：百万円)

	2026年3月31日					
	信用リスクに関する エクスポージャーの 期末残高	うち 貸出金	うち 債券	うち コミットメント	うち デリバティブ	うち その他 （コミットメント、 デリバティブ以外）
国内	8,638	4,434	—	—	—	4,204
海外	—	—	—	—	—	—
地域別合計	8,638	4,434	—	—	—	4,204
製造業	264	264	—	—	—	—
農業、林業	4	4	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	941	941	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	10	10	—	—	—	—
情報通信業	626	626	—	—	—	—
運輸業、郵便業	261	261	—	—	—	—
卸売業、小売業	861	861	—	—	—	—
金融業、保険業	1,932	—	—	—	—	1,932
不動産業、物品賃貸業	187	187	—	—	—	—
各種サービス業	1,270	1,270	—	—	—	—
国・地方公共団体	2	—	—	—	—	2
その他	2,275	6	—	—	—	2,269
業種別合計	8,638	4,434	—	—	—	4,204
1年以下	4,406	4,406	—	—	—	—
1年超3年以下	28	28	—	—	—	—
3年超5年以下	—	—	—	—	—	—
5年超7年以下	—	—	—	—	—	—
7年超	—	—	—	—	—	—
期限の定めがないもの	4,204	—	—	—	—	4,204
残存期間別合計	8,638	4,434	—	—	—	4,204

(注) 1. 「地域別」について、「海外」は各エクスポージャーの本社所在地が日本以外のものを対象としております。

2. 「業種別」について、現金、有形資産等は「その他」に計上しております。

3. 「残存期間別」について、株式、現金、ファンド、有形資産等は「期限の定めがないもの」に計上しております。

(2) 延滞又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	単 体	
	2026年3月31日	
国内		83
海外		—
地域別合計		83
製造業		10
農業、林業		—
漁業		—
鉱業、採石業、砂利採取業		—
建設業		15
電気・ガス・熱供給・水道業		—
情報通信業		7
運輸業、郵便業		—
卸売業、小売業		5
金融業、保険業		—
不動産業、物品賃貸業		—
各種サービス業		45
国・地方公共団体		—
その他		—
業種別合計		83

(注)「延滞又はデフォルトしたエクスポージャー」とは、以下の通りです。

…元本又は利息の支払いが3ヶ月以上延滞しているもの、債務者区分が要管理先以下となった取引先に対するもの、または、引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャー

(3) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高

(単位：百万円)

	2026年3月31日	
	期末残高	期中増減額
一般貸倒引当金	96	96
個別貸倒引当金	83	83
特定海外債権引当勘定	—	—
合計	179	179

(4) 個別貸倒引当金の地域別残高

(単位：百万円)

	2026年3月31日	
	期末残高	期中増減額
国内	83	83
海外	—	—
合計	83	83

(注) 特定海外債権引当勘定は該当ありません。

(5) 業種別の個別貸倒引当金残高及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

	2026年3月31日		
	個別貸倒引当金		貸出金償却の額
	期末残高	期中増減額	2025年4月~2026年3月
製造業	10	10	—
農業、林業	—	—	—
漁業	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
建設業	15	15	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—
情報通信業	7	7	—
運輸業、郵便業	9	9	—
卸売・小売業	5	5	—
金融・保険業	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—	—
その他サービス業	35	35	—
国・地方公共団体	—	—	—
個人・その他	—	—	—
合計	83	83	—

(注) 1. 一般貸倒引当金は地域別・業種別に算定を行っておりません。
2. 特定海外債権引当勘定は該当ありません。

【標準的手法が適用されるエクスポージャーに関する事項】

(1) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの内訳

(単位：百万円)

ポートフォリオの区分	2026年3月31日					
	信用リスク・エクスポージャーの額				信用リスク・ アセットの額	平均リスク・ ウェイト (%)
	CCF・信用リスク削減手法 適用前		CCF・信用リスク削減手法 適用後			
	オンバランス	オフバランス	オンバランス	オフバランス		
日本国政府及び日本銀行向け	2	—	2	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,932	—	1,932	—	606	31%
うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバードボンド	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権を含む）	—	—	—	—	—	—
うち特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	4,370	—	4,370	—	3,277	75%
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
うち自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—
うち賃貸用不動産等向け	—	—	—	—	—	—
うち事業用不動産等向け	—	—	—	—	—	—
うちその他不動産向け	—	—	—	—	—	—
うちADC向け	—	—	—	—	—	—
延滞等（自己居住用不動産向けエクスポージャーを除く）	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
現金	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付き	—	—	—	—	—	—
株式会社地域活性化支援機構等による保証付き	—	—	—	—	—	—
その他	2,269	—	2,269	—	2,269	100%
合計	8,574	—	8,574	—	6,153	72%

(2) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごと並びにリスクウェイト区分ごとの内訳

(単位：百万円)

ポートフォリオの区分	リスク・ウェイト	2026年3月31日									
		信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）									
		0%	20%	50%	100%	150%	その他	合 計			
日本国政府及び日本銀行向け		2	—	—	—	—	—	2			
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—	—			
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—	—			
		0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合 計		
我が国の地方公共団体向け		—	—	—	—	—	—	—	—		
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—	—	—		
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—	—	—	—	—		
我が国の政府関係機関向け		—	—	—	—	—	—	—	—		
地方三公社向け		—	—	—	—	—	—	—	—		
		0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合 計		
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—	—	—		
		20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合 計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		—	1,661	270	—	—	—	—	—	1,932	
うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合 計	
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合 計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、特定貸付債権向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		100%	150%	250%	400%	その他	合 計				
劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		45%	75%	100%	その他	合 計					
中堅中小企業等向け及び個人向け		—	4,370	—	—	4,370	—	—	—	—	
		20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他	合 計	
不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの		20%	31.25%	37.5%	50%	62.5%	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他	合 計	
不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの		30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		70%	90%	110%	150%	その他	合 計				
不動産関連向け うち、事業用不動産関連		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの		70%	112.5%	—	—	—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		60%	その他	合 計							
不動産関連向け うち、その他不動産関連		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの		60%	その他	合 計	—	—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		100%	150%	その他	合 計						
不動産関連向けうち、ADC向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		50%	100%	150%	その他	合 計					
延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		0%	10%	20%	その他	合 計					
現金		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
取立未済手形		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
信用保証協会等による保証付		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		100%	その他	合 計							
その他資産等		2,269	—	2,269	—	—	—	—	—	—	

(3) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

リスク・ウェイト	2026年3月31日			
	信用リスク・エクスポージャーの額		CCFの加重平均値	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF/信用リスク削減手法適用後)
	オンバランス	オフバランス		
40%未満	1,664	—	—	1,664
40%以上70%以下	270	—	—	270
75%	4,370	—	—	4,370
80%	—	—	—	—
85%	—	—	—	—
90%以上100%以下	2,269	—	—	2,269
105%以上130%以下	—	—	—	—
150%	—	—	—	—
250%	—	—	—	—
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
合計	8,574	—	—	8,574

【信用リスク削減手法に関する事項】

該当ありません。

【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項】

該当ありません。

【証券化エクスポージャーに関する事項】

該当ありません。

【CVAリスクに関する事項】

該当ありません。

【出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項】

該当ありません。

【金利リスクに関する事項】

IRRBB1：金利リスク

(単位：百万円)

項番	イ		ハ	
	△EVE		△NII	
	2026年3月31日		2026年3月31日	
1 上方パラレルシフト	14		0	
2 下方パラレルシフト	0		4	
3 スティープ化	0			
4 フラット化				
5 短期金利上昇				
6 短期金利低下				
7 最大値	14		4	
ホ				
2026年3月31日				
8 自己資本の額				3,089

報酬等に関する開示事項

1. 当行の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役（社外取締役を除く）であります。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で、当行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

(ア) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、後記「4. 当行の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項」記載の「固定報酬等の総額」に、「対象役員」に数えられる役員のうち、当事業年度内に就任又は退任した役員が当事業年度内の全期間について役員であったとみなした場合に支払うであろう報酬等の額（ただし、就任後又は退任前の報酬等の額と同額）を加えた額を「対象役員」の合計数により除することで算出される「対象役員年間1人当たり平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

(イ) 「当行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「当行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において、役員報酬の総額（上限額）を決定しております。株主総会で決議された取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の個人別の配分については、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。取締役の個人別報酬額の具体的内容については、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長が決定する仕組みとなっております。また、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

2. 当行の対象役員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

「対象役員」の報酬等に関する方針

当行の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上と金融業としてのブルーデンス確保を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的な取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬により構成しております。

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬で、役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他行水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとしております。

当行の取締役の個人別報酬額の具体的内容については、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長が決定しております。

3. 当行の対象役員の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みとなっております。

また、リスク管理に悪影響を及ぼす可能性のある報酬体系は採用しておりません。

4. 当行の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：百万円)

区分	人数 (人)	報酬等の 総額	固定報酬の総額			変動報酬の総額			退職慰労金
				基本報酬	非金銭報酬		基本報酬	業績連動報酬	
対象役員 (除く社外役員)	3	44	44	44	—	—	—	—	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—	—	—	—

5. 当行の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。